正七位に叙する
久保山正信
従七位に叙する（以上八月二日）
大塚　實
正八位
正六位に叙する
石川　殖
正七位に叙する（以上八月七日）
阿部　禎夫

○叙勲

瑞宝中綬章を授ける（山梨大学名誉教授）
伊藤　正彦
大熊　茂
大野　義男
岡本　哲郎
岡　正美
神谷　祥員
鈴木　慶視
鈴木　敏夫
中川　愃
横手　磨
瑞宝双光章を授ける（各通）
成田助三郎
瑞宝単光章を授ける（以上七月三十日）
田尻　憲曠
西木　實
藤澤清二郎
松田　俊二
水谷　久人
水野　春夫
横澤喜代美
瑞宝双光章を授ける（各通）
上地　勝
高津　明恭
高橋　亨
樽井　益盛
野澤　信司
矢野　正和
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）
淡路　鋼吉
五十嵐俊雄
石岡　秀次
黒澤　一章
桑原　靖
畠山　實
松岡　一
松本　一喜
森原　美登
和田　幹夫
瑞宝双光章を授ける（各通）
板垣　昭紀
梅川　淳
石田　通保
齋藤　吉光
永冨　信也
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月一日）
大塚　實
久保山正信
来栖　春吉
志磨　和雄
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月二日）
阿部　禎夫
石川　殖
瑞宝双光章を授ける（各通）（八月七日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

瀧口　吉敬
村松　藤男
中辻　伸
山根　壽之
鳥居みさ子
岡　勉
北垣　幸子
湯浅　充雄
吉良　武子
関根　寿樹
尾藤　精志
篠原　准
大滝　いせ
栗山　正司

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

田原　元子
前場百合野
浅田稲一郎
横倉　一郎

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

古賀常次郎
大森　運夫
飯田　輝之
長岡今朝吉
服部　栄
青田　大三
馬渕　隆一
豊泉　百代
平松せき子

褒章条例第二条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

辻本　泰子
原　清

褒章条例第二条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

社団法人守口門真青年会議所
東洋ロザイ株式会社
株式会社魚津清掃公社
宗教法人参禅道場
日新製薬株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故重村三雄遺族　重村みつ江
故生形久夫遺族　生形たづ子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年八月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故坂尾藤江遺族　坂尾　勇
故谷野松野遺族　谷野　美佐

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

賞杯

業務に精励したので、平成二十四年八月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故佐藤健一遺族　佐藤　房子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月一日スロバキア国の憲法記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月一日ウズベキスタン国の独立記念日につき、八月三十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、九月二日ベトナム国の国祭日につき、八月三十一日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大分労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大分県最低賃金（昭和55年大分労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年９月４日

大分労働局長　久保　雅裕

第４号中「１時間647円」を「１時間653円」に改める。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月三十一日（金）

○１般案件

一、中期財政フレーム（平成二十五年度～平成二十七年度）（決定）（内閣官房）

一、社会資本整備重点計画について（決定）（国土交通省・警察庁・農林水産省）

公　告

諸　事　項

国営土地改良事業の工事完了の公告

下記に掲げる国営土地改良事業の工事は、平成24年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成24年９月４日

農林水産大臣　郡司　彰

記

国営下浦幌土地改良事業（農地防災、農地機能保全―農地保全、農地機能保全―農業用道路）

国営稚内中部土地改良事業（農地防災、農地機能保全―農地保全）

佐賀東部土地改良区役員の退任の公告

佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地改良区から、役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成24年９月４日

九州農政局長　吉村　馨

退任		
役職	氏名	住所
理事	八谷　臨	佐賀県神埼市神埼町尾崎1216番地